

第 8 章

～管理運営～

第8章 管理運営

8-1. 大学及びその設置者の管理運営体制について

8-1の事実の説明（現状）

本学の目的については、「学校法人田村学園寄附行為」（第3条）に法人の目的が掲げられ、基準1で示した通り、学則に本学の目的が掲げられている。この目的を達成するための管理運営体制は、理事会、評議員会、監事から成り、それぞれの役割は「学校法人田村学園寄附行為」の中で明確に示されている。

〔理事会〕

- 学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- メンバーは、寄附行為に定められている外部からの理事3人を含めて6人の理事及び2人の監事（すべて外部から）で構成されている。平成20(2008)年4月からは、新学長就任予定者の就任遅れにより、理事1人が欠員となっていたが、平成21(2009)年4月1日の新学長就任に伴い、6人体制となった。

理事会は、理事長が招集し、理事長が議長をつとめて審議が行われている。1年度に原則4回開催され、平成20(2008)年度は5月、9月、2月、3月に開催した。

〔評議員会〕

- 学校法人の業務もしくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について意見を述べる諮問機関である。
- メンバーは13人の評議員で構成され、理事の場合と同じ事由により、平成20(2008)年4月から1人欠員となっていたが、平成20(2008)年10月31日開催の評議員会及び理事会で評議員1名（学識経験者）を増員し、評議員定数13名を14名にする決議及び適任者の選任決議を行い、文部科学大臣あてに「学校法人田村学園寄附行為変更認可申請書」を送付し、平成21(2009)年2月12日に文部科学大臣より認可された。平成21(2009)年4月1日の新学長就任に伴い評議員数は14名となり、定数を100%満たしている。
- 理事会は、予め評議員会から以下の事項に関する意見を聞かなければならない。

表8-1-1 評議員会の審議事項

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分(2) 事業計画(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄(4) 寄附行為の変更(5) 合併(6) 目的たる事業の成功の不能による解散(7) 収益事業に関する重要事項(8) 寄附金品の募集に関する事項(9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの |
|---|

評議員会は、理事長が招集し、1年度に原則4回開催され、平成20(2008)年度は5月、9月、2月、3月に開催した。

〔監事の役割〕

- 監事は以下の職務を遂行するとともに、理事会及び評議員会に出席して経営面のみならず教学面についても意見を述べている。

表 8-1-2 監事の職務事項

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣(都道府県知事)に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

管理運営に関わる役員等の選考や採用に関しては、「学校法人田村学園寄附行為」に規定され、厳格適性に行われている。

表 8-1-3 役員に関する諸規程

- (理事、監事)
- 第 6 条 この法人に、次の役員を置く。
- 1 理 事 6 名
 - 2 監 事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち 1 名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
- 第 7 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。
- 1 多摩大学の学長
 - 2 多摩大学目黒高等学校の校長
 - 3 評議員の中から評議員の互選によって定められた者 2 名
 - 4 この法人の功労者又は学識経験者の中から前 3 号に規定する理事の過半数をもって選任された者 2 名
- 2 前項第 1 号第 2 号第 3 号に規定する理事は学長、校長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。
- 第 8 条 監事は、この法人の理事、職員(学長(校長)、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 第 9 条 役員(第 7 条第 1 項第 1 号第 2 号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は 4 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 第 10 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 11 条 役員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。
 - 3 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(評議員)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 多摩大学の学長
 - 2 多摩大学目黒高等学校の校長
 - 3 この法人の職員（この法人の設置する学校の教員その他職員を含む。この条以下同じ。）の中から理事会において選任された者 3 名
 - 4 この法人の設置する学校を卒業した者で 25 歳以上の者の中から理事会において選任された者 2 名
 - 5 理事の中から理事の互選によって定められた者 1 名
 - 6 この法人に関係のある学識経験者で前 5 号に規程する評議員の過半数をもって選任された者 6 名
- 2 前項第 1 号第 2 号第 3 号に規定する評議員は学長、校長、この法人の職員もしくは理事の職又は地位を退いた時は評議員の職を失うものとする。

第 25 条 評議員(前条第 1 項第 1 号第 2 号に規定する評議員を除く。)の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第 26 条 評議員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 2 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了。
 - 2 辞任。

8-1 の自己評価

大学及びその設置者の管理運営体制は、寄附行為等で規定された通り整備され、機能している。又、役員等の選考や採用も寄附行為の定めに従って行われている。新学長予定者の就任遅れのため、平成 20(2008)年 4 月より理事 1 人、評議員 1 人が欠員となっていたが、平成 20(2008)年 10 月の理事会・評議員会で評議員定数を 13 名から 14 名にする「寄附行為変更」決議及び評議員 1 名の選

任決議を行い、寄附行為変更も文部科学大臣より認可された。寺島実郎新学長就任については、平成 21(2009)年 1 月 30 日に寺島実郎氏より「学長就任承諾書」を受け取り、理事会が就任決議した。これにより、寺島実郎氏の平成 21(2009)年 4 月 1 日付学長就任が確定した。平成 21(2009)年 4 月 1 日より、理事数 6 名、評議員数 14 名で定数を 100%満たしている。また、平成 19(2007)年度から体調不良により長期にわたって評議員会を欠席している評議員がいたが、平成 21(2009)年 2 月 20 日付の理事会・評議員会で、当該評議員の交代を議決した。

8-1 の改善・向上方策（将来計画）

私立学校法改正で、さらなる管理運営体制の改善と経営の透明性が求められている。理事、監事、評議員が役割分担をいっそう明確化し、3 者がそれぞれの役割をはたせるよう努めていく。

これまで新年度の当初予算が、直前の 3 月 31 日の理事会で決定されてきたが、不測の事態が生じることも考慮して、平成 21(2009)年度より、3 月の理事会を 3 月 29 日に開催することとした。

法人本部事務局の中に学園の内部監査担当者を置き、常日頃公認会計士とすり合わせを行うことや、監事が理事会及び評議員会に出席するだけでなく、公認会計士とも 1 年に数回は意見交換する場を設けることなどを考えている。こうしたことで、監事に会計面だけでなく、法人の事業状況、経営状況をより把握してもらい、管理運営のさらなる透明性、適切性、円滑化を図っていく。

8-2. 管理部門と教学部門の連携について

8-2の事実の説明（現状）

理事長は法人を代表し、その業務を総理し、学長は校務を掌り、所属職員を統督する。理事会に学長が理事として出席し、大学の全学的にかかる重要事項について理事会に次ぐ審議機関である大学戦略会議には、理事長及び常務理事が参加している。大学戦略会議は、学部、学科の設置、重要規程の改廃から教育研究予算事項、人事方針、教育課程の構成方針、学内諸機関の連絡調整、大学の将来計画に関する事項まで、大学の運営に関する重要事項について審議、決定するもので、理事長、常務理事の他、学長、各学部長、研究科長、学長室長、メディア&インフォメーション・センター長、研究開発機構長、事務局長、学校法人本部事務局長が構成メンバーであり、アドミッションセンター部長が陪席している。この大学戦略会議で管理側と教学部門との討議、刷り合わせ等が行われ、審議・決定事項は、理事会、教授会、研究科教授会に報告し、討議・決定の上、実行に移される。事務組織については、大学事務局長・事務長の下、毎週開かれるリーダーミーティングに報告され、討議・実行されている。6つの研究所が所属する研究開発機構では、大学戦略会議のメンバーである常務理事が研究開発機構長を兼務していることから、研究開発機構評議員会を通じて、大学戦略会議の審議事項が周知され、討議されている。

このように、本学においては管理部門と教学部門の相互の連携はきわめて密接である。

事務組織についても、大学事務局長が評議員会、大学戦略会議、研究開発機構評議員会のメンバーであり、教授会、研究科教授会にも出席している。決定事項・情報はただちに事務組織に周知されている。又、法人本部事務局長が大学戦略会議に出席しているので、審議・決定された事項は法人本部事務局に定例会議などで周知され、事務組織全体としても、管理部門と教学部門の連携に密接にかかわっている。

本学では常設の意思決定会議だけでなく、適宜、理事長、常務理事と学部長及び研究科長が必要事項について話し合う場を設けている。意思疎通が図られているだけでなく、大学の目的を達成するための迅速かつ柔軟な意思決定につながっている。

8-2の自己評価

理事会、評議員会、大学戦略会議への理事長、常務理事、学長の出席で管理部門と教学部門の相互連絡は強化され、教授会、研究科教授会等との連携も密接である。理事会、大学戦略会議、教授会、研究科教授会で意思決定された事項は、教学部門及び事務組織にすみやかに情報提供され、全学的に意思疎通が図られている。

本学は小規模大学であり、教学組織、事務組織ともシンプルに構成されていて、情報の共有は迅速・徹底している。理事長及び常務理事と学部長及び研究科長が、定例会議以外にも適宜討議の場を持っていることで、意思決定がすみやかに行われ、シンプルな教学組織及び事務組織を通して、迅速かつ効率的に実行されている。

8-2の改善・向上方策（将来計画）

管理部門と教学部門との連携体制は、ほぼ確立していると考えられる。本学の特徴である連携を通じた迅速かつ柔軟な意思決定と、すみやかなる実行体制を今後とも維持しつつ、学生満足度の向上につながる施策を継続して立案・実施していく。

8-3. 自己点検・評価等の結果の大学運営への反映について

8-3の事実の説明（現状）

本学は創立以来、学則の第2節に「自己評価」をうたい、教育研究活動の改善及び水準の向上を図るために自己点検に努めてきた。

本学に最初に自己点検評価委員会が設置されたのは、平成8(1996)年4月である。学長を委員長として平成10(1998)年の本学創立10周年を期して、自己点検報告書を作成する作業に入った。「理念・目標」から「教育システム」「組織・運営」まで幅広く現状を点検し、課題を洗い出すだけでなく、社会に本学の特徴をアピールする手段として活用しようという考えの下、平成9(1997)年3月に「多摩大学の現状と未来-その活動と経営資源」と題する報告書ができ上がった。ただ、この報告書は、時間の制約もあって、各部門、各項目で現状を記述する点に重点が置かれ、結果として、本学の教職員が現状を見直すことにはつながったものの、課題を浮かび上がらせ、改善策を考えるまでには至らなかった。報告書の公開も大学内部にとどまり、外部へは公開されなかった。

こうした過去の経緯と反省をふまえて、平成17(2005)年6月に「多摩大学自己点検評価規程」を設置するとともに「多摩大学自己点検評価委員会」を新たに設置した。本学の教育研究活動をきっちりとして自己点検・評価し、大学の目的達成と教育研究水準の向上のために改善策を打ち出し、社会に本学の特徴をアピールするためであって、平成20(2008)年度には、日本高等教育評価機構による認証評価を受けた。評価結果は、基準5「教員」、基準7「管理運営」が「保留」となった。

この結果を受けて、指摘改善事項の改善を行うとともに、より効果的な自己点検評価を行うために、平成20(2008)年10月に「多摩大学自己点検評価規程」を改訂、全学的な自己点検評価を行うための「自己点検評価委員会」（委員長・学長）を設置し直した。この委員会の下に「多摩大学FD推進委員会」「多摩大学VOICE推進委員会」「多摩大学SD推進委員会」を置き、各々の推進委員会規程も整備して、全学で組織的な自己点検評価活動、FD活動、SD活動、VOICE推進活動を展開し、教育研究の改善につなげていく体制が出来上がった。

自己点検評価委員会は認証結果の「保留」を受けて、その指摘事項について改善検討を急がなければならない。特に恒常的な活動を行うための方策が求められているので、平成21(2009)年度からは点検組織の見直しを行った上で活動に入る予定である。

自己点検・評価活動の公表については、平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構に提出した「多摩大学自己点検報告書」を数字の訂正、誤記の修正をした上で、平成20(2008)年12月よりホームページ上に公開している。

8-3の自己評価

本学は、平成元(1989)年開設以来、大学改革・教育改革を標榜し、「教育は知的サービス業」「無休講システム」「シラバスの導入」「退学勧告」「授業の時間厳守」「学生による授業評価システム」といった施策を次々に実施してきた。

大学は、顧客である学生への教育サービス業であり、授業は商品である。対価として授業料を得ている大学は、学生が満足する授業を展開すべきである。授業は開始も終了も時間厳守で、実社会の常識通りとする「授業の時間厳守」、休講を認めず、不可避なときは教員自らの責任で代講を立てるといった「無休講システム」、1年間の授業内容をあらかじめ学生に知らせる「シラバス」の導入。1年次から2年次に進級する際に、必要な単位数を修得していない学生に対して学長自らが奮起を促す「退学勧告」、そして、すべての授業科目に対して無記名アンケートを行う学生による

「授業評価システム」の導入、など本学が開設時及びその後の数年で打ち出したこのような改革策は、今日の大学改革の先鞭をつけたものと自己評価している。本学の教育に対する基本姿勢とこれら施策は、現在まで変わることなく継続されているが、形骸化していないかのチェックを厳密に行う必要がある。

近年は時代の変化と教育環境の変化に対応しながら、「現代の志塾」を標榜し、徹底した少人数教育を展開して、学部では、「講義中心大学」から「ゼミ中心大学」への転換を実践している。社会人大学院においては「キャリアデベロップメント」教育を展開、研究開発機構では、品川キャンパスで展開される「40歳代CEO育成講座」などに代表されるように、他大学では提供できない研究などを大学院との連携を高めつつ実践している。つまり、本学は絶えざる自己点検を試みながら、毎年のように教育において改善・改革策を打ち出してきたといえるだろう。

しかしながら、その作業を報告書といったものにまとめ上げる作業は、残念ながら不十分であったといわざるをえない。教員、職員それぞれの部署での点検・改善作業は行ってきたものの、全体にまとめ上げることが不十分であった。平成20(2008)年度に日本高等教育評価機構の認証評価を受けたことを契機として、「多摩大学自己点検評価規程」を改訂し、「多摩大学自己点検評価委員会」を設置し直して、本学がこれまで毎年のように行ってきた教育研究改革をまとめ上げ、将来の課題・改善方策を打ち出した「自己点検報告書」を毎年作成し、HP等で学内外に公表していく予定である。このことで、本学の教育研究水準の更なる向上が図れるとともに、「報告書」を社会に広く公表することで、本学の教育の特徴を強くアピールしていく考えである。

8-3の改善・向上方策（将来計画）

本学の自己点検・評価の結果を、改善・改革に生かせるかどうかは、自己点検評価委員会のメンバーだけにとどまらず、学長主導の下、教学組織、事務組織一丸となって取り組めるかどうかにかかっている。又、平成21(2009)年10月及び平成22(2010)年6月にまとめられる予定の「自己点検報告書」は、HP上に掲載するのみならず、学内及び後援会、同窓会、他大学、自治体、文化団体、研究機関等に配布予定ではあるが、社会に広く公表した後、学内外から寄せられるであろう意見や指摘を受け止め、それを改善・改革に生かしていく予定である。

〔第8章まとめ〕

平成 20(2008)年度認証評価で指摘を受けた理事及び評議員数不足の問題は即対策をとった。

大学の目的を達成するための管理運営体制及び関連諸規程の見直し整備を平成 21(2009)年度中に行う。管理部門と教学部門の連携は、小規模大学ならではの利点を生かして、効率よく迅速に行われていると評価している。自己点検・評価活動については、全学で組織的に取り組む体制を再構築し毎年報告書を刊行することとなった。平成 21(2009)年度は自己点検評価委員や作業グループだけでなく、啓蒙活動を行い全学を通じて、点検・評価を教育研究活動の改善・向上に生かそうという意識を強める。

本学の管理運営体制、管理部門と教学部門との連携は適切に行われていると自己評価しているが、本学の特徴である組織間の意思疎通のよさ、意思決定の迅速性を堅持しつつ、より一層の「経営-教学-事務」間の連携の強化を図っていきたい。

自己点検・評価活動については、大学創立以来、絶えざる大学改革・教育改革を実践してきた本学の教育に対する基本姿勢は、今後とも堅持していく。自己点検・評価活動は、「報告書」をまとめることが目的ではなく、学長主導の下、全学をあげていかに改善・向上策を実行していくかにかかっている。又、本学の自己点検・評価に寄せられるであろう内外からの意見等も真摯に受け止め、教育研究活動のさらなる改善・向上につなげていく。